

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成31年2月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

## 報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## 農業委員出席委員 19名

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員  | 2番 阿部眞佐雄 委員 |
| 3番 小川弘樹 委員  | 4番 渡邊勝夫 委員  |
| 5番 田邊敦子 委員  | 6番 三師満夫 委員  |
| 7番 五十嵐秀一 委員 | 8番 小林茂宏 委員  |
| 9番 坂井浩行 委員  | 10番 原田勝 委員  |
| 11番 渡邊一英 委員 | 12番 廣川哲也 委員 |
| 13番 清野秀作 委員 | 14番 佐藤秀樹 委員 |
| 15番 佐藤一富 委員 | 16番 藤田吉則 委員 |
| 17番 熊倉睦 委員  | 18番 田邊稔 委員  |
| 19番 佐藤裕雄 委員 |             |

## 農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 13名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利 弥 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一 夫 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	捧 幸 伸 委員
長谷川 浄 二 委員	原田 孝 一 委員
吉田 精 一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 5名

内山 清 委員	内山 敏 雄 委員
蒲澤 正 委員	栗原 一 郎 委員
松岡 博 一 委員	

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 長	早川 実
経営基盤係 主任	小熊 美栄子
臨時 職員	渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員19名のところ、現在員19名、出席19名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。10番、原田勝委員、18番、田邊稔委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、皆さんにお諮りをしたいと思います。私を含め、議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに基づき、皆様のご同意をいただいで議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、ご同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

これより議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明をいたします。1ページをご覧願います。今月の申請は5件で、合計面積1万9,214.12㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

656番は、川通西町地内の農地1筆、5,986㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

657番は、如法寺地内の農地2筆、4,518㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

658番は、桑切地内の農地4筆、704㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

659番は、東大崎1丁目地内の農地6筆、5,490.12㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

660番は、栗林地内の農地3筆、2,516㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

2ページをお願いいたします。続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明をいたします。

26ページをご覧願います。今月の申請は、新規設定58件、面積31万9,225.89㎡、再設定11件、面積6万9,988.50㎡、合計では69件、面積38万9,214.39㎡であります。

それでは、2ページに戻りまして、661番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

661番から10ページの689番までの29件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

661番は、月岡地内外の農地計8筆、3,761㎡。

662番は、月岡1丁目地内の農地2筆、1,854㎡。

663番は、月岡4丁目地内の農地6筆、2,062㎡。

664番は、三柳地内の農地6筆、5,124㎡。

665番は、一ツ屋敷新田地内の農地6筆、3,569㎡。

666番は、若宮新田地内外の農地計9筆、1万348.89㎡。

667番は、牛野尾地内の農地3筆、2,825㎡。

668番は、曲谷地内の農地2筆、3,348㎡。

669番は、南中地内の農地1筆、662㎡。

670番は、福島新田地内の農地1筆、2,998㎡。

671番は、中浦地内の農地9筆、6,015㎡。

672番は、貝喰新田地内の農地1筆、735㎡。

6ページをお願いいたします。673番は、貝喰新田地内の農地1筆、581㎡。

674番は、川通西町地内の農地1筆、833㎡。

675番は、荻堀地内の農地1筆、2,254㎡。

676番は、原地内外の農地計7筆、5,561㎡。

677番は、滝谷地内の農地3筆、1,380㎡。

678番は、鶴田1丁目地内外の農地計15筆、9,916㎡。

8ページをお願いいたします。679番は、諏訪1丁目地内の農地6筆、5,102㎡。

680番は、諏訪1丁目地内外の農地計6筆、5,545㎡。

681番は、月岡1丁目地内の農地2筆、1,018㎡。

682番は、猪子場新田地内の農地2筆、680㎡。

683番は、猪子場新田地内の農地1筆、211㎡。

684番は、福島新田地内外の農地計2筆、5,509㎡。

685番は、上大浦地内の農地7筆、6,286㎡。

10ページをお願いいたします。686番は、北五百川地内の農地5筆、3,430㎡。

687番は、北五百川地内の農地3筆、2,652㎡。

688番は、北五百川地内の農地1筆、1,595㎡。

689番は、下大浦地内の農地1筆、975㎡。

以上、29件は、相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の690番から13ページの700番までの11件は、農地利用集積円滑化団体であるいがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

690番は、石上3丁目地内の農地1筆、924㎡。

691番は、石上3丁目地内の農地2筆、1,566㎡。

692番は、栗林地内の農地9筆、8,995㎡。

12ページをお願いいたします。693番は、栗林地内の農地2筆、2,010㎡。

694番は、石上3丁目地内の農地2筆、1,972㎡。

695番は、石上3丁目地内の農地3筆、2,207㎡。

696番は、石上3丁目地内の農地5筆、3,709㎡。

697番は、新光町地内外の農地計3筆、2,004㎡。

698番は、諏訪3丁目地内の農地4筆、1,475㎡。

699番は、月岡1丁目地内外の農地計5筆、2,711㎡。

700番は、月岡1丁目地内の農地1筆、1,021㎡。

以上、11件は、いがた南蒲農業協同組合を通して新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

14ページをお願いいたします。次の701番から21ページの718番までの18件、合計面積19万3,802㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

701番は、鶴田地内外の農地計33筆、3万8,514㎡。

702番は、牛ヶ島地内の農地17筆、2万376㎡。

703番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、2,023㎡。

704番は、上野原地内外の農地計14筆、1万952㎡。

705番は、井栗地内外の農地計12筆、7,416㎡。

706番は、九之曾根地内の農地11筆、3万266㎡。

18ページをお願いいたします。707番は、西潟地内外の農地計8筆、8,304㎡。

708番は、森町地内の農地5筆、8,218㎡。

709番は、荒沢地内の農地5筆、7,407㎡。

710番は、江口地内の農地8筆、9,076㎡。

711番は、森町地内の農地10筆、9,580㎡。

20ページをお願いいたします。712番は、長野地内の農地2筆、4,936㎡。

713番は、長野地内の農地3筆、2,164㎡。

714番は、原地内の農地3筆、2,189㎡。

715番は、荻堀地内の農地3筆、5,075㎡。

716番は、笹岡地内の農地6筆、7,390㎡。

717番は、笹岡地内の農地6筆、1万5,683㎡。

718番は、飯田地内の農地3筆、4,233㎡。

以上、18件は、新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

22ページをお願いいたします。次の719番から25ページの729番までの11件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

27ページをお願いいたします。続きまして、以前農地集積円滑化事業で承認を受けた農地のうち、期間満了前に耕作者の変更があった案件につきましてご説明をいたします。今月の申請は3件で、合計面積7,040㎡であります。

505番の3、東裏館3丁目地内の農地3筆、2,173㎡につきましては、平成29年12月総会におきまして、農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであります。

13番の3、金子新田地内の農地1筆、994㎡につきましては、平成27年4月総会におきまして、農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであります。

22番の3、貝喰新田地内の農地1筆、3,873㎡につきましては、平成28年4月総会におきまして、農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものであり

ます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第1調査部会長は、佐藤会長代理の隣に着席願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

改めまして皆さん、おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、2月25日午前9時から厚生福祉会館第3集会室におきまして、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件を意見決定を経て、午前11時2分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転5件、新規設定58件、再設定11件、農地利用集積円滑化事業による耕作者変更3件、合計件数77件、面積41万5,468.51㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の59件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする18件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

なお、委員の質問等の発言につきましては、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

34ページをご覧願います。今月意見を求められている案件は、新規設定16件、面積19万3,802㎡、利用権移転4件、面積1万4,860.58㎡、合計では20件、面積20万8,662.58㎡であります。

28ページにお戻りをいただき、1番から順にご説明をいたします。

なお、議第2号参考といたしまして、平成30年12月14日現在の借り受け希望者リストを送付させていただきましたが、議案30ページの9番の借り受け人外4名の方につきましては、12月14日現在の借り受け希望者リストには登載はされておられません。今後予定をしております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の平成31年4月26日までに登載される予定となっております。

それでは、配分計画（案）につきましてご説明をいたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、須戸新田地内外の農地計6筆、6,067㎡。

2番は、鶴田地内の農地10筆、1万3,930㎡。

3番は、鶴田3丁目地内外の農地計31筆、3万6,564㎡。

4番は、牛ヶ島地内の農地3筆、2,329㎡。

5番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、2,023㎡。

6番は、柳沢地内外の農地計14筆、1万952㎡。

30ページをお願いいたします。7番は、下保内地内外の農地計9筆、6,618㎡。

8番は、下保内地内の農地3筆、798㎡。

9番は、九之曾根地内の農地6筆、1万6,142㎡。

10番は、九之曾根地内の農地5筆、1万4,124㎡。

11番は、井栗1丁目地内外の農地計8筆、8,304㎡。

12番は、森町地内外の農地計18筆、2万4,701㎡。

13番は、森町地内の農地10筆、9,580㎡。

32ページをお願いいたします。14番は、長野地内の農地2筆、4,936㎡。

15番は、長野地内の農地3筆、2,164㎡。

16番は、原地内外の農地計21筆、3万4,570㎡。

以上、16件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件につきましてご説明をいたします。

33ページをお願いいたします。今回の利用権移転の案件4件につきましては、いずれも平成27年12月の総会におきまして異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、耕作者の変更のあった土地について利用権を移転する案件でございます。

17番は、新屋地内の農地1筆、2,609㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

18番は、上谷地地内の農地10筆、4,240.58㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

19番は、落合地内の農地5筆、1,916㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

20番は、落合地内の農地19筆、6,095㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

以上、4件は、それぞれ記載の借り受け人に利用権移転をしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定16件、利用権移転4件、合計件数20件、面積20万8,662.58㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申をいたします。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

35ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積1,056㎡であります。

51番は、高岡地内の農地2筆、1,056㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員、お願いします。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、合計件数1件、面積1,056㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がございませんので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

36ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積149㎡であります。

18番は、三竹2丁目地内の農地1筆、149㎡を売買により取得し、北側既存雑種地16㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、ひまわり保育園南側50m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の108番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員、お願いします。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積149㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

37ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積499㎡であります。

6番は、林町2丁目地内の農地1筆、499㎡を貸し駐車場19台の用地として利用

したいものでございます。場所につきましては、一ノ木戸ポプラ公園、旧一ノ木戸小学校西側200m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積499㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

41ページをご覧ください。今月の申請は13件で、合計面積1万5,997.66㎡であります。

38ページにお戻りをお願いいたします。108番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の18番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

109番は、直江町3丁目地内の農地2筆、1,483㎡を売買により取得し、駐車

場41台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点北西400m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

110番は、曲淵2丁目地内の農地2筆、813㎡を売買により取得し、北側既存原野159㎡と一体利用し、アパート1棟、駐輪場1棟及び駐車場18台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、聖母こども園北西600m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

111番は、曲淵3丁目地内の農地2筆、1,691㎡を売買により取得し、北側既存雑種地32㎡と一体利用し、宅地分譲地6区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、県立三条高等学校北側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

112番は、塚野目1丁目地内の農地1筆、505㎡を売買により取得し、宅地分譲地1区画の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条労働基準監督署南東200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

113番は、塚野目6丁目地内の農地6筆、821.66㎡を売買により取得し、建て売り住宅3棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条総合病院北東450m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

114番は、上保内地内の農地1筆、168㎡を売買により取得し、東側既存雑種地29㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、保内駅西側400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

40ページをお願いいたします。115番は、上保内地内の農地1筆、185㎡を売買により取得し、雪おろし場兼駐車場3台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、保内保育所南東100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

116番は、西本成寺地内の農地1筆、175㎡を使用貸借権の設定により、東側既存宅地83㎡と一体利用し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、西鱈田小学校北側100m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地南側市道に水道・ガス管が埋設されていることか

ら、農用地区分は第3種農地と判断されます。

117番は、大島地内の農地1筆、318㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大島小学校南西800m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

118番は、代官島地内の農地3筆、633㎡を賃貸借権の設定により、南側既存雑種地107.29㎡と一体利用し、ライスセンター1棟及び通路、既存車庫兼物置1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、国道8号代官島西交差点南西200m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

119番は、猪子場新田地内の農地14筆、8,518㎡を売買により取得し、事務所、工場1棟、駐車場46台及び通路、調整池等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点西側200m付近で、業務施設が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

120番は、矢田地内の農地2筆、538㎡を贈与により取得し、北側既存山林933㎡と一体利用し、貸し駐車場22台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、しらさぎ森林公園北東500m付近で、中山間地域に位置する小集団の生産性の低い農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数13件、面積1万5,997.66㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、119番を除き県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願いたいと思います。

渡邊委員。

4番（渡邊勝夫委員）

農地利用最適化推進委員は議事参与の制限にかからないのでしょうか。

議長（野崎会長）

局長。

事務局（清水事務局長）

議事参与の制限につきましては、農業委員さんについて議事参与の制限があるところ  
でございます。これまでも利用権設定の際に推進委員さんのお名前がありますけども、  
議事参与は係らないものでございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

4 番（渡邊勝夫委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

無いようですので、お諮りをいたします。議第 6 号につきましては、ただいま調査部  
会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、108 番から 118 番及び 120 番の案件、合計 1  
2 件については許可することとし、119 番の案件については県農業会議へ諮問し、答  
申があった後、許可といたします。

第 1 調査部会長は、自席へお戻りください。大変ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 7 号『三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針  
（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第 7 号『三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）  
について』ご説明をいたします。

議案 4 2 ページをご覧ください。最初に、第 1 の基本的な考え方でございますが、こ  
こでは前段として遊休農地の発生防止、それから解消、担い手への農地利用の集積、集  
約化について、それから農業委員と農地利用最適化推進委員との連携の必要性をうたい、  
またその具体的な目標と推進方法については、平成 35 年を目標として農業委員と推進  
委員の改選期である 3 年ごとに検証と見直しを行うものとさせていただいておると  
ころでございます。

次に、第 2 の具体的な目標と推進方法につきましては、1 の遊休農地の発生防止、解  
消として、解消目標を表のとおり、平成 35 年に遊休農地面積ゼロとなるように設定を  
させていただきました。また、その推進方法といたしましては、これまでも実施してお

ります農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールと、それに伴う利用意向調査の実施、利用意向調査の結果を受けての農地中間管理機構との連携、それから農地の現況に応じた非農地判断により守るべき農地の明確化を図る、以上の3つの方法で推進をさせていただくこととさせていただきます。

次に、担い手への農地利用の集積、集約化についてでございますが、集積目標はこの目標の表のとおり、平成35年を目標に集積率を80%とさせていただきます。その推進方法につきましては、農業委員会として人・農地プランの作成、見直しに積極的に関与すること、農地中間管理機構との連携し、農地中間管理事業活用の検討を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うこと、そして農地の積極的な利用調整と利用権設定の推進、そして4つ目といたしまして、所有者を確認することができない農地の有効利用を促進する、以上の4つの方法で推進することとさせていただきます。

最後に、新規参入の促進についてでございますが、新規参入の目標はこの目標値の表のとおり、三条市総合計画との整合性を図ることとし、平成35年を目標に個人の新規参入を13人、13ヘクタール、法人の新規参入を1法人、1ヘクタールとさせていただきます。その推進方法といたしましては、市や新潟県農業会議などの関係機関との連携による新規参入希望者への支援活動。そして、地域の担い手となり得る企業参入の推進。それから、地域における新規参入の受け入れ等への支援や助言。以上の3つの方法で推進をさせていただくこととさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

刈屋推進委員。

推7番（刈屋一夫委員）

2番の担い手への農地集積、集約について聞きたいんですけど、これを見ますと33年で70%と、そういう目標設定でございますが、去年、農業委員改選の中において1年間の変動というか、もう3月末になります、どのぐらいの集積率が1点と。それと、集積率の定義というか、要するに集積率を出す根拠みたい、担い手農家や法人の中における集積率をちょっと聞かせていただきたい。

議長（野崎会長）

局長。

事務局（清水事務局長）

31年3月末現在の数字は持ち合わせておりませんので、ここの表にございます30年3月末現在の56.6%というのが最新の今のところの情報でございます。基本的に3年後に70%、それから5年後に80%につきましては、国のプランが8割の農地を2割の担い手で引き受けるという国の方針に基づいた計画に合わせさせていただいたものでございまして、要は実際に7割に3年後になるかというものについては、非常に難

しいものであろうというふうには思っております。

それから、集積率の出し方につきましては、基本的には市の農地の農用地区域を基本にしますが、その農地が担い手の方へどれだけ集積したかというので農地面積の割合に応じて、担い手への集積の割合で出させていただいているものでございます。ちょっとわかりづらくて申しわけございませんが、基本的には担い手、いわゆる認定農業者、法人についても認定はしているところでございますが、そういった方へどれだけ農地が集積したかということも判断でさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

刈屋委員、よろしいですか。

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

ついでにもう一つ聞かせてもらいたいんですが、担い手の定義をもう一回わかりやすく言ってもらいたいんですが。

議長（野崎会長）

局長。

事務局（清水事務局長）

基本的には担い手、ただ認定を受けていらっしゃる担い手の方もいらっしゃるんで、全てが認定農業者というわけではございませんが、要はいわゆる担い手と言われる方の規模がどの程度かというところまでの具体的な数値は持ち合わせておりませんので、もしあれであればまた次回の総会の際にご報告をさせていただければと思いますが、基本的には大規模で農業を行っている方、それから法人、あとその中で認定を受けていらっしゃる方、認定農業者にも面積がさまざまでございますんで、何㎡以上、基本的には1人当たり400万円の所得が上がるような形の経営改善計画で認定を受けていらっしゃるというふう聞いておりますけれども、認定を受けていなくてもそれに準ずる方というふう考えております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

済みません、くどいようですけど、今集積率がパーセントで出ています。要するにこれの根拠になる算出の方法があったんだろうと思いますんで、そこら辺後でご連絡いただければと思います。

事務局（清水事務局長）

済みません、一言だけ。集積率については、農林課のほうから数値をもらってやっているところでございますんで、今ほど委員のおっしゃられたとおり、次回のときにこういった形で出させていただいているというのを皆様のほうへ情報提供させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

原田委員。

推14番（原田孝一委員）

ここに書いてある3番の農地調整と利用権の設定というところでまた中山間地域の農地区画、形状が悪く、受け手がない云々とありますけども、今私どものところは非常に深刻です。唯一の団体である千年悠水の里が今般解散というような情報があつて、私も責任者から話は聞いたんですけども、そうせざるを得ないと。現況はそうなんで、集積率がむしろ下がっています。私も簡易な整備ということで土地改良をお願いはしているんですけども、まだハードルは非常に高く、未整備地がかなりある。農業委員会としてもタッグを組んで集積率が上がるよう法案を考えていただきたいと思います。

議長（野崎会長）

局長。

事務局（清水事務局長）

今ほどご意見大変ありがとうございます。今ほどおっしゃられたように中山間地において法人が解散したという話も聞いておるところでございます。これについては、今回の議案で報告があつたかと思うんですが、そういったところについてこれからどのようにするか、地域の方、それから市農林課、それから振興局とかも含めながら、またどういった方策があるのかというのは検討していかなければならないものと思っておりますが、まずこの指針に基づいて地域に応じた取り組みを推進するというふうにさせていただきながら、解消に向けた、要は利用権設定に向けた取り組みを検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

渡邊委員。

4番（渡邊勝夫委員）

今国で中間管理事業法が見直されてますが、それまた変わると、もう一回総会へかけるのか。

議長（野崎会長）

局長。

事務局（清水事務局長）

今ほど委員おっしゃられた農地中間管理事業法等の改正について、今国会に上程をされたというふうに聞いてございますけども。基本的によほどの内容が変われば、指針の変更が必要になれば、またかけさせていただくことはあろうかと思っておりますけども、要は農地中間管理事業がなくなるわけではなくて、法改正のまだはっきりとした概要については把握をしておりませんけども、今市から配分計画に対して農業委員会に意見を求めて、その意見をつけて県で縦覧公告をして、縦覧公告の結果、異議申し立てがなかった場合に公告をして利用権の設定がなるというふうな手続になっていましたけども、要は縦覧公告という期間をなくするというようなことが主になっているというふうに聞いております。それから、あわせて今回も議案の中でございましたけども、農地集積円滑

化事業によって集積する方法と、それから中間管理事業によって集積する方法と二手ありましたが、それを中間管理事業にまとめるというのが主たる骨子だというふうに聞いてございます。今ほど言ったように、要はやり方が若干変わりこそすれ、利用最適化の指針に影響を及ぼすものではないんだろうかなというのが私どものほうでの今の現状把握でございます。また、内容に影響を及ぼすような場合については、また皆さんにお諮りをさせていただきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

私のほうからこの件につきまして、農地中間管理機構の内容につきまして若干、余り関係ないかと思うんですが、ただ先般冒頭の挨拶で申し上げてあるように、県央地域で情報交換会ございました。その席で燕市の会長、会長代理が発言されました内容を若干触れさせていただきます。この制度は、実に暗黙の中で決まった制度だと、私のほうからも発言させていただいたんですが、実際農地中間管理機構を使った中で農業をやろうと思っていたやさき、高齢化になってきて、もうこれ以上やることはできない。そしてまた、先ほど原田孝一さんのほうから言われたように、もう生産力が上がらない、農地改善していかなければだめだという理由の中で解散というところがあります。そんな中で農地中間管理機構を使って、じゃ農林公社が本気になって作付者、耕作者を探してくれるかということになれば、ちょっと不信感があると。今後農業経営の基盤をしっかりとつくり上げた中で、やっぱり農林公社の農地中間管理機構に対する要請というものをつくっていかねばならないんじゃないかなと、そう発言させていただいたわけでございます。燕市初め、弥彦、見附さん、加茂、皆さんが私の意見に賛同していただきました。私はやはり生産者の立場で物事を考えているなら、基本的には国じゃなくて、各市町村あるいは県がしっかりとした農業経営の基盤というものを確立してつくって立ち上げていかねばならないものではないかというような意見を出したところ、非常に反響がよくて全くそのとおりのなんだと。今後ともこの地域で解決できるものがあつたら、それぞれお互いに協力し合ってやっていきましょうということだけ口約束でしかありませんが、やっていこうという形になりましたので、私一人ではできることではございません。三条市農業委員会通した中で、皆さんからやはりこれからの農業経営というものの基盤というものはしっかりと立ち上げていくべきではなかろうかなと思っています。そうすることによって、この数字というのはどう変化してくるかわかりませんが、多量なりは上積みされてくるのではないかなと思って考えている次第でございますので、どうかご協力のほどお願いいたします。

そのほかご意見ございませんか。

5番（田邊敦子委員）

教えていただきたいんですけど、（2）番の非農地判断についてということで、今まで③の非農地判断についてという項目があつたかどうか教えていただきたいのと、農業委員として守るべき農地と再生利用困難という農地を判断するために、どのように見える化を進めていくのかを具体的に教えてください。

議長（野崎会長）

局長。

事務局（清水事務局長）

非農地判断につきましては、これまでも基本的にやってきたところでございます。非農地判断、いわゆるまず私ども農業委員会で行っているものは、まずは農地パトロールをやった上で、要はもう農地に復元できないものをここに書いてございますB分類、再生困難ということでB分類にいたしますけども、B分類だけでは非農地の判断はできないものですから、そうしたときにここにもありますけど、関係機関と協議、検討を行いというのは、農地のほうであれば農振農用地に位置するものについては、基本的に農振農用地の中で非農地にするということになると、そこから開発がされるおそれがあるものですから、農振除外ができるのであれば、農林課に話をして農振除外の上、最終的に非農地の判断。それから、山手のほうで農振農用地に入っていないくても、例えば中山間地の直払いの対象農地になっていたり、それから多面的の対象農地になっていたりしたものについては、とりあえずは土地改良区等に照会をして、事業の対象地になっているかないか、それから土地改良費、要は非農地にするということになると決済金が発生するおそれがありますので、決済金の有無、そういったものを確認をした上で、確認がとれたものについて所有者のほうへ、非農地として扱いたいというふうに考えているけども、どうかという通知を差し上げて、それについて逆手当のような形でやっておりますが、所有者の方からご意見がなかったものについては総会にかけて非農地の判断をさせていただいているところでございます。全体を合わせて非農地判断をしたのは、直近ですと平成28年の12月の総会で、平成28年の農地パトロール、前期、後期合わせて行った上で、そういったB分類農地のうち、非農地にすべき農地を関係機関に照会をかけてやっておったところでございます。

それから、そのほかに今年の5月だったと思うんですが、所有者から申し出があって、もう山林化していて非農地ではない。そこについては農地パトロールで漏れていたようなところでございましたんで、それについては現地確認の上、非農地というふうな判断をその都度させていただく場合がありますけども、私ども基本的にはまずは農地パトロールで行った上で、再生困難地になったところについて非農地をするかしないか検討会を経て行っていきたいというふうに考えておりますし。それから、見える化についてはできればGIS、要は図面のシステムの中へ加えていきたいというふうに考えておりますけども、市のGIS、どうしても山のほうについては図面がないところもあって、はっきりとしたところまでは出せないものですから。今全国農業会議所が進めていますフェーズ2の中でそういったものがあつたかどうかについては、ちょっと把握しておりませんが、見える化というのはそういったIT機器を利用しながら見える化ができるような形にどんどん進むかと思っておりますんで、そういった中で見える化をして、B分類農地はここにあるという形でやらせていただきたいと思いますし、今の時点では前の年に農地パトロールをしたところを図面に落として、それを地区担当の皆さんに見ていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

田邊さん、よろしいですか。

5 番（田邊敦子委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにご意見ございませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第 7 号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第 1 号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第 2 号から報第 6 号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思えます。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第 2 調査部会長、4 番、渡邊勝夫委員。

第 2 調査部会長（4 番渡邊勝夫委員）

来月は、第 2 調査部会の当番でございます。3 月 25 日午前 9 時から厚生会館第 1 集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、28 日午後 3 時より開会を予定しております。来月の総会につきましては、後ほど案内いたしますが、今年度の三条市の予算の内容を渡辺農林課長よ

り説明していただく予定になっておりますし、そして一応今回また人事異動の時期になってきました。人事があればまた職員の送別会というものもやる予定になっておりますので、場所につきましては後ほど局長より話が出るかと思えます。そういうことでよろしく願いいたします。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（10番）

---

議事録署名委員（18番）

---